



かんちゃん

第
80号

発行
令和6年9月15日

東京局間連会報

発行者／東京国税局間税会連合会
会長 片岡直公
事務局／〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL (03) 5829-3901
FAX (03) 5829-3902
印刷／株式会社 総北海



しょうちゃん



東京局間連第51回通常総会

〔目次〕

就任のあいさつ…………… 2	
(国税局課税第二部長)	
第51回通常総会について…………… 3	
組織増強功労者表彰	
顕著な功績による功労者表彰	
第46回青年部及び第43回女性部通常総会	
発行協賛者一覧…………… 4	
間税会組織状況…………… 5～6	

アンケート集計結果報告…………… 7～8
税制及び執行並びに歳出に関する意見要望… 9～11
「税の標語」の表彰等について …… 12～13
東京局間連の主な動き……………13
青年部・女性部インタビュー……………14
局間連役員名簿……………15
局間連傘下間税会役員名簿……………16

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp/tokyo/>

就任のあいさつ



東京国税局
課税第二部長

大久保 昇 一

初秋の候、東京国税局間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対し、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この7月の異動で、東京国税局課税第二部長を拝命いたしました大久保でございます。

異動前は、広島国税局課税第二部長を務めておりました。前任部長の漢と同様、よろしくお願い申し上げます。

貴連合会の皆様には、常に全国間税会総連合会の中核として、「消費税等に関するアンケート調査」を通じた税制・執行に関する提言をはじめ、「世界の消費税164カ国」クリアファイルの配布による広報活動、「税の標語」の募集と入選作品の表彰、租税教室の開催協力・支援といった租税教育活動の推進など、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚を図るための各種事業に多大なる御尽力をいただき、心より御礼を申し上げます。

特に、国税庁の後援事業である「税の標語」の募集事業につきましては、間税会の皆様の御努力により応募件数が約19万点と、全国の応募総数の約4割を占め、全国トップの応募数になっております。

これも、長年にわたり皆様が熱心に租税教育や募集活動に取り組まれた結果であると考えております。

昨年10月に実施されました適格請求書等保存方式（インボイス制度）につきましては、これまでも、貴連合会の皆様に制度の周知・広報につき、多大な御尽力をいただいております。誠にありがとうございます。

国税当局といたしましては、制度開始に伴い、消

費税の申告が必要となる方々に対しまして、引き続き申告に際しての留意事項、2割特例等の各種特例措置などについて、周知・広報に取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

ところで、国税庁では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」をさらに前に進めて行くため、「税務行政の将来像2023」を昨年6月に公表いたしました。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいた施策に取り組んでおります。

間税会の皆様におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、各税目のe-Taxの利用をはじめ、法人税のALL e-Taxや年末調整の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進を働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

私どもといたしましては、皆様の活動がより一層充実したものとなるよう、間税会の活動に有益な情報の提供や、説明会への講師の派遣、「税の標語」の募集活動への支援など、できる限りの対応をさせていただきますので、今後とも、税務行政に対しまして一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴連合会及び傘下の各連合会・単位会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

局長	星 屋 和 彦
総務部長	西 尾 尚 記
総務部次長	時 村 英 樹
総務課長	谷 敏 之
課税第二部長	大 久 保 昇 一
課税第二部次長	馬 場 光 徳
酒類監理官	高 盛 洋 明
法人課税課長	宮 本 竜 平
消費税課長	百 武 寛 泰
酒税課長	矢 井 田 直 輝
消費税課課長補佐	藤 原 正 和
消費税課課長補佐	橋 場 良 江
消費税課課長補佐	八 木 ケ 谷 繁
消費税課課長補佐	浜 田 さ ゆ り
消費税課実務指導専門官	樋 口 浩 介
消費税課国際税務専門官	上 田 みやこ 都
消費税課審理専門官	菊 地 健
消費税課主査	中 山 貴 詞
消費税課主査	峯 川 守 人

消費税課連絡調整官	吉 松 弘 貴
消費税課総務係長	牧 慶 太 郎
消費税第2係長	岸 岡 正 登
消費税第3係長	与 良 晃 奈
軽減税率・インボイス制度係長	廣 瀬 正 之
諸税第1係長	今 村 優 介
諸税第3係長	小 島 愛 大
諸税第4係長	大 樂 淳 一 郎

日本橋税務署長	井 上 博 之
芝税務署長	宮 部 国 輝
川崎北税務署長	荒 井 寿 宏
市川税務署長	島 津 留 利 子
甲府税務署長	轟 智 春
本郷税務署長	友 永 将 之
玉川税務署長	清 田 やす 隆
荻窪税務署長	山 田 のり 彦
荒川税務署長	沼 口 秀 樹
日野税務署長	内 田 匡 史

(東京局間連会長、都間連・3県間連・地区連会長の所轄税務署)

第51回 通常総会開催される

東京局間連第51回通常総会は、去る6月21日（金）午後3時30分から、東京・芝公園 東京プリンスホテルで開催されました。

総会は、平和明副会長の司会の下に、片岡直公会長の挨拶の後、關口雅章副会長を議長に選出して議事に入りました。議事では

- 第1号議案 令和5年度事業報告の承認を求める件
- 第2号議案 令和5年度決算報告の承認を求める件
- 第3号議案 令和6年度事業計画(案)の承認を求める件
- 第4号議案 令和6年度収支予算(案)の承認を求める件
- 第5号議案 役員補選の件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。



富山東京国税局長祝辞

組織増強功労者表彰

組織増強功労者表彰には、団体功労者と個人功労者の2つの表彰区分があります。

団体功労者は、令和5年度中に30名以上の会員増を実現した間税会及び年度当初の会員数に対し、年度中に15%以上の会員増を実現した間税会です。

個人功労者は、この1年間におおむね10名以上の新規会員の加入を実現した方々です。

団体功労者

該当なし

個人功労者

(東京都間税会連合会)

田邊 輝夫 殿 (上 野 間税会)

伊東 和子 殿 (練馬東 間税会)

坂本潤之輔 殿 (江戸川北間税会)

(神奈川県間税会連合会)

小山 正武 殿 (神奈川・港北間税会)

本多 里美 殿 (大 和 間税会)

(千葉県間税会連合会)

今野 文明 殿 (千葉東 間税会)

顕著な功績による功労者表彰

顕著な功績による功労者表彰は、間税会を世に広くアピールし、間税会の存在感を高めるなど、特に顕著な功績のあった間税会（その間税会において中心となって活動した者）を表彰することとしている。

(東京都間税会連合会)

練馬西 間税会

本 所 間税会

江東西 間税会

立 川 間税会

柴崎喜美子 殿

羽廣 太 殿

田中 誠治 殿

朝倉 さく 殿

(神奈川県間税会連合会)

保土ヶ谷 間税会 殿

(千葉県間税会連合会)

千葉西 間税会

中野 祐治 殿

第46回 青年部通常総会

第43回 女性部通常総会

第46回青年部通常総会及び第43回女性部通常総会は、去る6月21日(金)港区芝公園・東京プリンスホテルにおいて、東京局間連第51回通常総会に先立って開催され、提出議案はすべて原案どおり承認されました。



齋田青年部長挨拶



清水女性部長挨拶

本号の発刊に当たって、次の役員の方々に協賛していただきました。(敬称略)

会 長 片岡 直公

副 会 長 關口 雅章

副 会 長 片岡 由文

副 会 長 河村 守康

副 会 長 沼生 智

副 会 長 栗原 正雄

副 会 長 平 和明

副 会 長 加藤 憲一

副 会 長 藤本 秀明

副 会 長 上原 勇七

常務理事 大西 晴之

常務理事 亀山 実

常務理事 菅原 章

常務理事 小泉 克雄

常務理事 千脇 広久

常務理事 井口 一与

常務理事 内山 弘通

常務理事 小山 正武

常務理事 渡辺 昭夫

常務理事 小能 大介

常務理事 萩原 利光

常務理事 関根金一郎

常務理事 大塚 繁夫

常務理事 片桐 俊一

ご協賛ありがとうございました。

間 税 会 組 織 状 況

1 間税会会員数の現状

令和6年4月1日現在の全国の会員数（組織形態が異なる大阪局間連を除きます。）は82,183名で、前年同期の会員数83,870名に対し1,687名の減少となっています。

東京局間連の会員数は別表1のように前年同期の19,155名に対し525名の減少となっています。

2 最近5年間の会員数の推移

全間連及び東京局間連では、平成26年4月以降、「会員増強」を最重点施策の1つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めてきました。

その結果、別表2のとおり、コロナ禍前の令和2年4月1日現在までは、横ばい状況で維持、推移してきましたが、その後、令和2年秋頃からの新型コロナウイルス感染症の爆発的な増加の影響もあり、令和3年4月1日及び令和4年4月1日現在の会員数は2年連続で約800名弱から700名の減少となり、減少に歯止めがかからない状況でした。

そのような状況の中で、令和5年は全間連の創立50周年を迎える大きな節目に当たるため、新たな増強施策を策定し、再度会員増強への取組みを強化しました。

その結果、都・県間連及び各単会の奮闘により、会員数が19,155名と前年18,833名から322名の増加となりました。

しかしながら、令和6年4月1日現在の会員数は、前年から525名の減少となりました。

3 会員数階層別間税会

令和5年4月1日現在の東京局間連の会員数階層別の間税会は、別表3のとおりです。

84間税会の平均会員数は、222名、また、一番少な

都連・県連別会員数

別表1

(単位：名)

区 分	6. 4. 1	5. 4. 1	前年対比
東 京	10,451	10,885	△ 434
神奈川	2,993	3,010	△ 17
千 葉	3,642	3,691	△ 49
山 梨	1,544	1,569	△ 25
計	18,630	19,155	△ 525

最近5年間の会員数の推移

別表2

(単位：名)

区分	31. 4. 1	2. 4. 1	3. 4. 1	4. 4. 1	5. 4. 1	6. 4. 1
会員数	20,320	20,327	19,548	18,833	19,155	18,630
前年度比	△ 411	7	△ 779	△ 715	322	△ 525

いのは神奈川県連の166名となっています。

84間税会を会員数の階層でみると、300名以上は18間税会、300名未満は66間税会となっています。

4 間税会の会員数の現状と推移

84間税会の会員数の現状と過去5年間の推移は、別表4のとおりです。(会員数の多い順に並べています。)

武蔵野が1,718名でトップ（全国でも1位）、以下佐原663名、大月573名、荒川510名、東金479名がベスト5となっています。

全国で会員数470名以上の会は32間税会あります。

その中で東京局間連の武蔵野が全国1位であり、佐原15位、大月23位、荒川27位、東金30、船橋32位となっています。

会 員 数 階 層 別 間 税 会

別表3

会員数	間税会平均 会 員 数	100 未満	100 以上～	200 以上～	300 以上～	400 以上～	500 以上～	600 以上～	700 以上～	計
東 京	(219) 218	(9) 11	(20) 19	(8) 9	(7) 5	(2) 2	(1) 1		(1) 1	(48) 48
神 奈 川	(170) 166	(4) 4	(8) 9	(4) 3	(2) 2					(18) 18
千 葉	(262) 260	(2) 1	(5) 6	(2) 3	(1) 0	(3) 3		(1) 1		(14) 14
山 梨	(393) 386		(1) 1		(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
計	(228) 222	(15) 16	(34) 35	(14) 15	(11) 8	(6) 6	(2) 2	(1) 1	(1) 1	(84) 84
構 成 割 合	%	(17.9) 19.0	(40.5) 41.7	(16.6) 17.9	(13.1) 9.5	(7.1) 7.1	(2.4) 2.4	(1.2) 1.2	(1.2) 1.2	(100.0) 100.0

注：（ ）書は、前年度計数

東京局間連の組織状況等

別表４ 会員数の現状と推移

単会 No	単会名	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年
1	武蔵野	1,718	1,718	1,621	1,718	1,829
2	佐原	663	672	675	678	677
3	大月	573	583	582	584	607
4	荒川	510	520	500	505	533
5	東金	479	486	444	481	443
6	船橋	470	468	499	515	532
7	芝	445	450	349	351	358
8	市川	430	435	420	423	423
9	山梨	427	432	436	440	453
10	葛飾	418	425	427	436	429
11	甲府	395	397	394	399	408
12	相模原	394	392	392	402	413
13	渋谷	369	365	360	372	385
14	江戸川南	368	365	376	370	374
15	北沢	334	344	304	311	386
16	品川	327	359	387	387	400
17	横浜中	325	330	347	368	372
18	麻布	303	311	260	266	274
19	松戸	287	308	302	324	327
20	玉川	286	292	294	306	317
21	荻窪	274	273	274	270	270
22	成田	274	282	284	297	306
23	練馬西	270	326	313	332	354
24	千葉東	268	261	265	266	267
25	立川	265	287	278	276	300
26	川崎北	255	273	280	295	294
27	横浜南	241	245	244	261	264
28	大和	240	224	212	221	240
29	練馬東	224	216	178	175	192
30	西新井	224	234	235	242	255
31	京橋	222	226	229	228	242
32	足立	214	379	362	364	403
33	日野	200	210	179	195	210
34	江戸川北	199	193	194	198	201
35	日本橋	196	209	220	222	225
36	緑	195	206	208	219	220
37	中野	188	196	201	205	205
38	東村山	187	186	139	155	164
39	保土ヶ谷	187	193	192	210	219
40	神奈川・港北	184	165	165	166	172
41	板橋	179	181	189	244	260
42	川崎西	161	164	180	184	195
43	青梅	156	168	154	160	170

単会 No	単会名	6 年	5 年	4 年	3 年	2 年
44	戸塚	156	155	164	176	176
45	上野	150	135	102	105	110
46	鮎沢	149	157	161	169	162
47	千葉西	148	148	148	155	160
48	浅草	147	142	142	139	139
49	茂原	142	140	139	149	150
50	本所	138	152	159	158	188
51	新宿	137	144	147	153	152
52	王子	137	141	142	145	158
53	小石川	128	129	131	132	139
54	武蔵府中	125	121	135	163	167
55	館山	118	126	133	99	103
56	町田	117	116	104	107	108
57	雪谷	116	120	127	132	143
58	川崎南	110	110	113	117	125
59	四谷	108	121	122	121	121
60	大森	107	109	104	112	110
61	向島	107	115	119	128	135
62	柏	106	108	106	105	106
63	神田	104	113	113	118	120
64	鶴見	103	103	105	107	109
65	千葉南	103	105	105	115	120
66	藤沢	101	102	97	100	103
67	横須賀	100	105	109	117	123
68	銚子	100	98	99	100	103
69	豊島	96	102	105	111	109
70	蒲田	93	93	99	108	113
71	杉並	89	102	106	113	113
72	本郷	88	88	89	88	88
73	荏原	78	87	88	95	100
74	江東西	77	82	85	172	173
75	鎌倉	72	72	76	78	77
76	小田原	71	71	76	80	87
77	厚木	60	62	67	67	70
78	江東東	59	61	63	63	65
79	木更津	54	54	54	54	55
80	世田谷	53	60	53	59	107
81	目黒	42	41	44	48	44
82	麴町	40	39	48	48	58
83	八王子	39	39	72	82	129
84	平塚	38	38	38	39	41
	合 計	18,630	19,155	18,833	19,548	20,327

５ 会員数増加ランキング

会員数増加ランキングは、別表５とおりです。

上記１のとおり、東京局間連は、都間連及び３県間連全てが前年より減少し苦しい状況で、

前年度から会員数が増加したのは、20間税会で全体の24%でした。

会員数増加ランキング

別表５

順位	間税会	増加数(人)	前年度比
1	神奈川・港北	19	112%
2	大和	16	107%
3	上野	15	111%
4	練馬東	8	104%
5	千葉東	7	103%
6	江戸川北	6	103%

令和6年度「消費税等に関するアンケート調査」結果について

6.6.25(火)東京局間連 税制委員会

本年4月1日を調査日として実施した令和6年度「消費税等に関するアンケート調査」の東京局間連関係の集計結果は、次のとおりである。

なお、アンケート調査の目的及び全国の集計結果につきましては、全間連会報第161号（令和6年9月15日発行）を参照してください。

1 回答率

アンケート用紙の配付枚数3,430枚に対して回答数は1,945枚であり、その回答率は56.7%であった（別紙1参照）。

これは、前年度の回答数及び回答率ともに、概ね同じ結果であった。

2 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙2参照）。

(1) マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について

この調査項目は、全間連が提言している「消費税の逆進性対策として、軽減税率に代えて、マイナンバーカードを利用した一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除への改組」という要望について、会員の皆様の考え方を把握するために実施したものである。その結果、

- ・「①の給付付き税額控除に改組すべきである」と回答した者は、45.0%と最も多かった。
- ・「②の軽減税率のままでよい」と回答した者は、22.0%、「③のさらに対象範囲を拡大すべきである」と回答した者は、11.9%であり、合わせて33.9%を占めた。
- ・なお、「④の分からない」という者は、18.6%であった。

これにより、全間連の提言書の方向性については基本的に容認する結果となっているものの、昨今の物価高の影響のためか、軽減税率についても一定の評価がなされた。

*前回調査（令和3年4月実施）

- ①低所得者の負担軽減にも繋がる軽減税率制度は実施されて良かった。 26.7%

別紙1

アンケート調査回答率

区分	令和6年度			令和5年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
東京	枚 1,960	枚 1,111	% 56.7	枚 1,850	枚 1,273	% 68.8
神奈川	510	189	37.1	540	154	28.5
千葉	630	484	76.8	645	490	76.0
山梨	270	134	49.6	275	86	31.3
業種	60	27	45.0	60	7	11.7
計	3,430	1,945	56.7	3,370	2,010	59.6

- ②事業者の事務負担が増加し、低所得者より高所得者の受ける恩恵が大きくなる軽減税率制度は廃止すべきである。

43.8%

- ③どちらとも言えない。

28.0%

- ④その他・無回答

1.4%

(2) インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置のあり方について

この調査項目は、全間連の提言において、インボイス制度における中小事業者等向けの経過措置について、「その利用状況等を検証し、恒久措置への移行も含めて検討する」としている制度につき、会員の皆様の考え方を把握するために実施したものである。その結果、

- ・「①の恒久措置への移行を検討すべき」と回答した者が、32.3%と最も多かったものの、
- ・「②の不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき/24.6%」、「③の利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき/23.8%」、「④の分からない/17.4%」と、評価が分かれた。

この結果については、今回の調査項目が、昨年10月から実施されたインボイス制度に関わるものであり、まだその実施後半年程度の段階におけるアンケートであったため、実務の実態等が必ずしも明らかとなっていない状況での設問であったことが要因の一つと思料される。

別紙 2

令和6年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（東京局間連）

1 マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について	東京計	中央	城南	城西	城東	西東京	都連	神奈川	千葉	山梨	東京業種
	1,945	279	256	154	203	219	1,111	189	484	134	27
①軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除に改組すべきである。	45.0% 876	55.2% 154	40.6% 104	40.3% 62	50.7% 103	42.9% 94	46.5% 517	42.3% 80	45.0% 218	35.1% 47	51.9% 14
②軽減税率のままでよい。	22.0% 427	18.3% 51	27.7% 71	26.0% 40	15.8% 32	16.4% 36	20.7% 230	24.9% 47	24.8% 120	20.1% 27	11.1% 3
③軽減税率のままでよく、さらに対象範囲を拡大すべきである。	11.9% 232	11.8% 33	10.9% 28	12.3% 19	13.8% 28	14.2% 31	12.5% 139	10.6% 20	11.0% 53	12.7% 17	11.1% 3
④分からない。	18.6% 362	12.5% 35	19.9% 51	20.1% 31	18.2% 37	20.1% 44	17.8% 198	18.5% 35	17.1% 83	29.9% 40	22.2% 6
⑤その他	2.3% 45	2.2% 6	0.8% 2	1.3% 2	1.5% 3	5.5% 12	2.3% 25	3.7% 7	2.1% 10	1.5% 2	3.7% 1
⑥無回答	0.2% 3	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.9% 2	0.2% 2	0.0% 0	0.0% 0	0.7% 1	0.0% 0
2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	東京計	中央	城南	城西	城東	西東京	都連	神奈川	千葉	山梨	東京業種
	1,945	279	256	154	203	219	1,111	189	484	134	27
①恒久化すべき。	32.3% 628	45.5% 127	18.4% 47	28.6% 44	30.5% 62	37.0% 81	32.5% 361	54.0% 102	23.6% 114	29.9% 40	40.7% 11
②不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき。	24.6% 478	22.6% 63	32.8% 84	18.2% 28	26.6% 54	8.7% 19	22.3% 248	10.1% 19	35.7% 173	23.1% 31	25.9% 7
③利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき。	23.8% 463	20.4% 57	29.3% 75	26.6% 41	23.6% 48	28.8% 63	25.6% 284	17.5% 33	22.1% 107	24.6% 33	22.2% 6
④分からない。	17.4% 338	9.0% 25	18.0% 46	26.0% 40	16.7% 34	21.0% 46	17.2% 191	18.0% 34	17.4% 84	20.1% 27	7.4% 2
⑤その他	1.6% 31	2.5% 7	0.8% 2	0.6% 1	1.5% 3	4.6% 10	2.1% 23	0.0% 0	1.0% 5	1.5% 2	3.7% 1
⑥無回答	0.4% 7	0.0% 0	0.8% 2	0.0% 0	1.0% 2	0.0% 0	0.4% 4	0.5% 1	0.2% 1	0.7% 1	0.0% 0

別紙 2

令和6年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（東京局間連業種別）

1 マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への改組について	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	1,945	1,314	566	65	220	155	313	250	58	105	18	83	188	374	119	62	1,577	222	146
①軽減税率に代えて、一定の低所得者を対象とする給付付き税額控除に改組すべきである。	45.0% 876	50.5% 664	33.9% 192	30.8% 20	40.9% 90	52.3% 81	39.6% 124	39.6% 99	53.4% 31	60.0% 63	55.6% 10	39.8% 33	43.6% 82	52.1% 195	36.1% 43	40.3% 25	47.7% 753	32.9% 73	34.2% 50
②軽減税率のままでよい。	22.0% 427	21.5% 282	22.4% 127	27.7% 18	25.0% 55	16.8% 26	28.1% 88	22.4% 56	22.4% 13	18.1% 19	22.2% 4	25.3% 21	20.2% 38	18.4% 69	15.1% 18	32.3% 20	21.8% 343	18.5% 41	29.5% 43
③軽減税率のままでよく、さらに対象範囲を拡大すべきである。	11.9% 232	11.2% 147	13.4% 76	13.8% 9	12.7% 28	6.5% 10	13.1% 41	14.8% 37	13.8% 8	9.5% 10	5.6% 1	12.0% 10	14.9% 28	9.4% 35	16.0% 19	8.1% 5	11.4% 180	16.2% 36	11.0% 16
④分からない。	18.6% 362	14.8% 195	27.0% 153	21.5% 14	19.1% 42	23.9% 37	16.6% 52	20.8% 52	10.3% 6	12.4% 13	16.7% 3	22.9% 19	18.6% 35	16.3% 61	26.9% 32	16.1% 10	16.8% 265	28.4% 63	23.3% 34
⑤その他	2.3% 45	2.0% 26	2.7% 15	6.2% 4	1.4% 3	0.6% 1	2.6% 8	2.4% 6	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	2.7% 5	3.7% 14	5.0% 6	3.2% 2	2.2% 35	3.6% 8	1.4% 2
⑥無回答	0.2% 3	0.0% 0	0.5% 3	0.0% 0	0.9% 2	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.8% 1	0.0% 0	0.1% 1	0.5% 1	0.7% 1
2 インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
	1,945	1,314	566	65	220	155	313	250	58	105	18	83	188	374	119	62	1,577	222	146
①恒久化すべき。	32.3% 628	36.4% 478	24.9% 141	13.8% 9	30.5% 67	34.2% 53	38.0% 119	24.4% 61	36.2% 21	33.3% 35	16.7% 3	25.3% 21	28.7% 54	41.2% 154	21.8% 26	22.6% 14	34.0% 536	23.4% 52	27.4% 40
②不要な制度であるから、できるだけ早期に又は経過措置期間をもって廃止すべき。	24.6% 478	26.3% 346	19.4% 110	33.8% 22	25.9% 57	26.5% 41	17.3% 54	30.0% 75	31.0% 18	30.5% 32	55.6% 10	28.9% 24	24.5% 46	21.7% 81	19.3% 23	27.4% 17	26.3% 415	15.3% 34	19.9% 29
③利用状況等が未だ不明であり、それが今後明らかとなってから検討すべき。	23.8% 463	22.4% 294	27.0% 153	24.6% 16	29.1% 64	24.5% 38	19.8% 62	24.8% 62	24.1% 14	18.1% 19	16.7% 3	28.9% 24	28.2% 53	20.3% 76	29.4% 35	21.0% 13	24.1% 380	23.9% 53	20.5% 30
④分からない。	17.4% 338	13.2% 173	26.7% 151	21.5% 14	12.3% 27	12.9% 20	22.7% 71	18.8% 47	6.9% 4	18.1% 19	11.1% 2	16.9% 14	16.5% 31	15.0% 56	25.2% 30	27.4% 17	14.0% 221	32.9% 73	30.1% 44
⑤その他	1.6% 31	1.4% 19	1.6% 9	4.6% 3	1.4% 3	1.9% 3	1.3% 4	1.2% 3	1.7% 1	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	2.1% 4	1.9% 7	4.2% 5	1.6% 1	1.3% 21	3.6% 8	1.4% 2
⑥無回答	0.4% 7	0.3% 4	0.4% 2	1.5% 1	0.9% 2	0.0% 0	1.0% 3	0.8% 2	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.0% 0	0.3% 4	0.9% 2	0.7% 1

●税制及び執行並びに歳出に関する意見要望●

全間連では、毎年、税制当局に対し、「税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を提出しています。
 本年も、税制委員会（7月1日開催）及び常任理事会（7月25日開催）で、令和7年度税制改正に向けての要望書の取りまとめが行われました。
 全間連のこの要望書に、東京局間連の意見・要望も反映させるため、東京局間連では、本年も傘下間税会から5月中旬までに意見・要望を提出していただき、税制委員会（6月25日開催）に報告しました。
 税制委員会では、これらの意見・要望も参考にして、東京局間連としての意見・要望を取りまとめ、全間連に提出いたしました。
 全間連の税制及び執行に関する要望書の基礎になるのは、会員の皆様の意見・要望ですので、当局間連では、今後とも、多くの会から意見・要望を提起していただくことを期待しています。
 なお、令和7年度における全間連の要望書につきましては、9月15日発行の全間連会報第161号に、その全文が掲載されています。

税制及び執行並びに歳出に関する意見要望（令和7年度版）

6.6.25（火）東京局間連 税制委員会

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
(歳 出) 1 財政全般	・ 社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時に達成するため、無駄な公共事業の中止や議員の大幅な人員削減により歳出を削減すべきである。また、ICTの利活用を促進して効率的な行政組織を構築し、公務員の人件費などの行政経費を削減すべきである(玉川)。 ・ 社会保障の3大支出である「年金」「医療」「福祉」は年々増加の一途を辿り、財政赤字の根源となっており、かたや少子高齢化、人口減少で収入が減少する中、支出は増加し続けているため、社会保障費への収支バランスが崩れて、このままでは社会保障の堅持が危ぶまれ、社会保障費の伸びの圧縮に主眼を向けた抜本的な改革が必要である(大月)。 ・ 国債などの残高を合計した国の借金が過去最高を8年連続で更新し、2023年度末で1,297兆円に達し、前年度末から27兆円増加した。防衛費、社会保障費が増えたことに加え、ガソリン補助金や低所得者世帯への給付金など、物価対策を盛り込んだ13兆円を超える補正予算を編成した結果、国債の発行が積み重なり、普通国債の発行残高は1,157兆円余りと前年度の1,043兆円を大きく超え、財政状況は一段と厳しくなっている。 政府は25年度に基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げ、社会保障費の伸びを高齢化の範囲に抑えるなど歳出改革を継続すれば、黒字に転換可能としているが、実現可能とは思われない25年度の黒字化目標を形式的に堅持するのではなく、より現実的な目標に修正した上で、それを達成するためにより具体的な歳出・歳入両面の改革を明示すべきである(大月)。 ・ 目標は相変わらず高い経済成長率による税収増を前提としたものとなっているため、国や地方においても自ら身を削る行政改革による歳出削減に真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要である(大月)。 具体的には ①地方議員も含め全ての議員定数及び議員報酬、並びに政党助成金の一層の削減を求める。 ②公務員の人員及び人件費の抑制を推し進め、地方公務員の給与は地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。	(2) 所得税	6月からの定額減税では、とんでもない混乱が起きてしまうのではないかと危惧しています。マイナンバーカードの定着がはかられてきたのを受けて、支援金配布を一律にすることでよかったのではないかとつくづく思います。 ・ 日本経済が成長しない一因として可処分所得の減が考えられる。減税と社会保険料の軽減により、可処分所得を増やし、消費を刺激することにより、経済成長を促す。経済が成長することで、生活が困難な方が減少し、財政支出も軽減する(甲府)。 ・ (金融所得課税の強化) 今後も社会保障費(少子化対策を含む)の増加が見込まれるところから、構造的に歳出に比して税収が不足していることから、個人富裕層に有利とされている株式等の譲渡益や配当、利子などの金融所得に対する課税(現行一律20%)を、超富裕層に限らず強化すべきである(玉川)。 ・ (所得税の所得区分の見直し) 副業や外貨の為替差益等は雑所得、金やプラチナ等の売買は譲渡所得など、現行の所得税の所得区分は細かく設定されているとともに、所得によって特別控除や2分の1課税などがあり、非常に複雑で分かりづらいことから、所得区分を簡素化すべきである(玉川)。 ・ 定額減税は、給与支払事業者に事務を転嫁、過大な負担を強いている(江東西)。 ①所得税の「扶養」対象者と微妙に違う(なぜ一致もしくは簡素化しないのか) ②控除税額の個別管理負担過大(なぜ年末調整もしくは給付型にしないのか。ひな型エクセルシートも数百枚管理は非現実的) ③実施迄の準備期間が短い(拙速) 以上の理由から多くの社員を抱える事業者の給与支払担当部署における負担が過大であり、政策立案については現場の実情・影響を把握の上、行われたい。 ・ 定額減税が複雑すぎる。給与ソフトを導入していない個人事業主や経理や零細企業のことを考えていない(甲府)。
(税 制) 1 税制一般 (1) 税制全般	・ 今の複雑な税制では、納税事務負担が大きすぎて、経済成長を阻害している一因となっている。国を運営していく立場にある人たち(その頂点は岸田総理)は、導入する施策について簡素ということをもっと感じるべき(甲府)。	(3) 国際課税	・ 経済社会のグローバル化に伴い、大企業のみならず中小企業や個人の富裕層においても、国際的租税回避スキーム等を利用した様々な租税回避行為が行われ、払うべき税を払わない事例が増えている。現行の国内法及び租税条約を見直し、我が国の正当な課税権を確保することが急務である(玉川)。
		(4) 事業承継税制	・ 事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める(甲府)。

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
(5) その他	- 子ども・子育て支援金がなぜ健康保険料（税）で負担しなければならないのか理解できない。このままでは、別の目的で健康保険料（税）が増額される可能性がある（甲府）。 - 再エネ賦課金は実質税金と同じ、廃止を求める。また、森林や湿原、草原を破壊する太陽光発電を推進しておいて、森林環境税を徴収するのはおかしいので、廃止すべき（甲府）。		②国税庁のホームページに記載されている情報は税にかかわる人の多くが参照しており、「インボイス制度特設サイト」などは判りやすくできているので継続しブラッシュアップしてもらいたい。特に初めての申告の際にはルールはもとより具体例に関心を持つので、Q&Aを更に充実、工夫していただきたい。 ③小規模事業者にかかる税額控除に関する経過措置2割特例、中小事業者等に対する事務負担の軽減措置は、免税事業者から課税事業者への移行を促すための措置だと理解している。小規模事業者ほどルール変更への対応力は弱いので実施状況を十分検証し、軽減措置は継続していただきたい。 ・インボイス制度導入後、記載事項の確認や不備なものに対する対応が多くなり事務量が多くなりすぎて困っている。インボイス制度は廃止すべき（甲府）。 ・2023年10月から導入開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、導入以前から様々な問題点を指摘されてきた通り、インボイス制度の導入後に免税事業者が取引から排除される、又は取引価格の減額要請を受ける事象などが発生しており、消費税相当額の価格転嫁は困難になり、税制の中立性が損なわれている。そして、制度導入にあたり各種の経過措置が設けられ、中でも小規模事業者のインボイス登録時の当初の負担増に配慮した「2割特例」は、2026年9月30日までの経過措置であり、その適用期間は短い。 また、免税事業者からの課税仕入れであっても一定割合を仕入税額とみなして控除できる「免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置」の特例及び取引先がインボイス発行事業者であるかどうかに関わらず、税込1万円未満の課税仕入れについて、仕入税額控除ができる「少額特例」は適用期限が2029年9月30日までとなっている。これらの経過措置ともインボイス制度の定着と、小規模事業者が経済取引から排除されない環境醸成のために、適用期間を延長すべきである（大月）。
2 消費税に関する事項			
(1) 用途等	- 消費税について、「社会保障と税の一体改革」において社会保障目的税化するものとされているが、定義の明確化を要望。消費税はもとも物品税の廃止、所得課税の減税などと併せて一般財源として創設されたものであり、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であること、目的税化は財政の硬直化を招く恐れがあることから慎重に検討すべきであると思われるからです（銚子）。 - 消費税収入に対し社会保障四経費の支出の方が多く、どのように対応し後代への負担のつけ回しの軽減をするのか（計画化を要望）。将来の税財政のあり方を考える上で、社会保障給付の増大にいかに対応するかが重要な課題であり、そのための消費税の充実が不可欠であると考えます（銚子）。		
(2) 軽減税率制度	- 事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である「軽減税率制度」は、中止すべきである（江戸川南）。 - 消費税の軽減税率（複数税率）は、やめたほうがよい。軽減税率を廃止し、税率を一本化すべき。理解と納得の出来る税制を目指し、適正な事務負担の観点から、税を簡素化し、消費税は単一税率にもどすべきだと考えます（甲府）。 - 更なる消費税増税は極力回避してほしいが、やむなく実施する場合には軽減税率の対象業種を増やさない、税率の種類を増やさないこととしていただきたい。事務コストと各種ミスを増やし、業種ごとの利権を増やすことにつながると想定される。できれば軽減税率は廃止して、マイナンバーカードを利用した給付付き税額控除への転換を進めていただきたい。コロナ禍の給付、物価高対策時の給付、定額減税の実施、マイナンバーカードの普及などで給付事務への国民の認知は高まったと思える（武蔵野）。		
(3) インボイス制度	- 消費税に対する簡略化及びインボイス制度導入における関係書類（保存書類等）の見直し。消費税の税率区分の複雑化、さらにインボイス制度により、経理業務の手間が増えて作業効率が悪化している現状にある。消費税及びインボイス制度の見直しにより現場の混乱の改善をお願いしたい（本所）。 - インボイス制度は次の理由から廃止又制度の見直しをすべきである（江戸川北）。 ①免税事業者は適格請求書を発行できないため、適格請求書の取引から除外されるか、又は仕入税額控除ができないことを理由に消費税相当額の値引きを要求される（現実にある）。 ②低所得者の多い免税事業者は税率引上げにより、仕入に関する消費税相当額の負担が増加する。 - 事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である「インボイス制度」は、中止すべきである（江戸川南）。 - 今後のインボイス制度の定着に向け、留意していただきたい事柄は次の通りである（武蔵野）。 ①今回課税事業者になった個人事業者は、消費税に関しては初めての納税申告となり、連絡ミス、判断ミス、計算ミス、記入ミス、管理ミスなど何らかのミスを犯している可能性がある。よってその取扱いについては長い目で見、丁寧な対応とコストパフォーマンスを考慮した取り組みをしていただきたい。	(4) 中小事業者向け特例措置	- 事業者免税点制度を廃止して、免税事業者にはインボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者は仕入税額控除の金額を特別控除税額とする、いわゆる2割特例を恒久化して適用すべきである。（玉川） - 事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担であるから、「95%ルール」の課税売上高5億円以下の事業者限定を撤廃して頂きたい（江戸川南）。 - 事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担であり、「事業者免税点制度」の適用上限額を1千万円から3千万円に上げるべき（江戸川南）。 - 益税の防止対策として免税点の引き下げ（例えば500万円）が議論されるかもしれない。議論にあたっては、今回課税事業者に移行した層と免税事業者に留まった層それぞれについて、年齢、収入、職業、選択の理由、納税申告の状況などを十分検証していただきたい。免税点の引き下げは「寝た子を起す」ことになりかねないのでコストパフォーマンスを十分考慮した検討をしていただきたい（武蔵野）。
		(5) 輸出品販売場における免税制度	令和6年度の改正において、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度への変更が明確化された。この変更により、不適正な制度運用に対する抑止が期待されるが、他方で、免税店の業務負荷の軽減や旅行者の利便性の向上にも繋がるような措置を行うべきである。さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。（全国

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
3 個別消費税 (1) 石油関係諸税、二重課税の解消	免税店協会)。 ・次の理由から、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率の廃止及び二重課税の解消を要望する(大月)。 ①揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、1974年にはガソリン1ℓ当たり本則税率28.7円に25.1円を加えた53.8円の暫定税率が続いている。 ②本来、時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、そもそも道路特定財源であったにも拘わらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。 ③更に消費税が導入されて以降は、この揮発油税に消費税/5.4円が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1ℓ当たり32.1円が課せられている。 ④近年の原油価格高騰はロシアのウクライナ侵攻後、更に歴史的な円安を背景に拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、政府は2022年初めから石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給(激変緩和措置)することでガソリン価格を維持する政策を累次にわたり延長してきているが、クルマの利用者からは「税金を原資に石油元売り各社に補助金を出すくらいだったら、ガソリンにかかっている税金そのものを減税して欲しい」という声が多い。 ⑤よって、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率は即刻廃止するとともに、揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。 ・自動車用燃料用のLPガスに課税されている石油ガス税(国税)の廃止を要望する。現在、自動車燃料用のLPガスに石油ガス税が課税されているが、自動車燃料の天然ガスに対する石油ガス税は無税となっていること及びTAX ON TAXの是正の観点から廃止を要望する((一) 東京都LPガススタンド協会)。 ・天然ガス自動車と同様になるようにLPガス自動車(バイフューエル車を含む)に関わる自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置(地方税)の創設。LPガス自動車は、天然ガス自動車と比較して排ガス濃度は、ほぼ同等で、かつ燃費は上回っていることから天然ガス自動車との公平化を要望する((一) 東京都LPガススタンド協会)。 ・天然ガス自動車と同様になるようにLPガス自動車(バイフューエル車を含む)に関わる自動車重量税の免税措置(国税)の創設。LPガス自動車は、天然ガス自動車と比較して排ガス濃度は、ほぼ同等で、かつ燃費は上回っていることから天然ガス自動車との公平化を要望する((一) 東京都LPガススタンド協会)。 ・天然ガス自動車と同様になるようにLPガス自動車(バイフューエル車を含む)に関わる自動車税の軽減措置(地方税)の創設。LPガス自動車は、天然ガス自動車と比較して排ガス濃度は、ほぼ同等で、かつ燃費は上回っていることから天然ガス自動車との公平化を要望する((一) 東京都LPガススタンド協会)。	最終的なよりどころは国税庁のホームページに行きつく想定される。従来にも増して、税の内容、申告の手続き、スマホの操作方法など、充実を図っていただきたい。 そのために、税の申告をサポートするリーダー的な個人事業者の意見、申告でミスの多かった個人事業者の意見、課税事業者に移行しなかった個人事業者の意見などを聞くことが望ましい。 ・情報システムのセキュリティ強化(武蔵野) 国税関連の情報システムは社会インフラの基盤となっており、その安定運用に引き続き取り組んでいただきたい。なかでもe-Tax、ホームページなど利用者に直結し社会的影響が大きいシステムは狙われやすいので、従来にもまして信頼性確保とセキュリティ対策強化に取り組んでいただきたい。	
		2 滞納防止	・次の理由から、消費税の滞納未然防止対策及び滞納額の早期解消・整理取組強化の徹底を要望する(大月)。 ①国の税金の中で滞納している税金は、消費税が額・率ともに最も高い割合となっている。滞納になる原因はいろいろあるとしても、消費者から預かった消費税が国庫に納められずに流用されてしまっているという状況は許し難いものである。 ②特に、2023年10月に導入された消費税のインボイス(適格請求書)制度は、税の公平性を高める制度変更だが、取引で立場の弱い企業・個人に負担がしわ寄せされる可能性が高いことから、滞納が増えるおそれがあるという指摘もあり、滞納を看過することは消費税に対する国民の信頼を損なうことになりかねず、消費税滞納への対策強化を講じて頂きたい。
		3 租税教育	・租税推進協議会による租税教室の実施や、税の標語・税の作文など関連団体の協力により学校教育の中に確実に浸透してきている。少子高齢化時代における税収確保の観点からも、引き続き租税教育を学校教育のカリキュラムに積極的に導入していくべきである(玉川)。
		4 その他	・電子申告等ICTを活用した申告・納税の推進により納税者の負担を軽減し、電子行政を推進するべきである(玉川)。 ・個人情報の漏洩やプライバシー保護等に配慮しながらマイナンバー制度を適正に運用し、より一層の国民の利便性の向上、行政の効率化、国民の所得状況等の把握に取り組むべきである(玉川)。 ・クレジットカード納税時の手数料は無料にするのが適当である(葛飾)。 クレジットカード納税の手数料は概ね0.7%掛かっている(国税の場合、地方税もほぼ同様)。クレジット納税などのキャッシュレス納税は、事務負担の削減や正確な作業につながり、トータルコストが下がるのであるから、クレジット納税が推進される事によって、手数料0.7%以上のコスト削減になる。しかし、現況では、クレジットカード納税の普及率は1%に過ぎない。キャッシュレス&DX社会を目指す先進国の中であって、この手数料問題を看過することは大変大きな問題である。 ・希望する者には納付書の発送を続けて欲しい。すべての納税者がDX化できるわけがない(甲府)。
(執行関係) 1 広報	・税への理解、納税の意識を広く浸透させる為にも税の必要性、税の使途を積極的に国民に広報活動していく必要がある(玉川)。 ・ホームページの充実(武蔵野) インボイス制度の導入で、所得税と消費税を確定申告する個人事業者が増え、それらの人は税理士等の専門家に依頼するほど余裕はないので自力で申告することが想定される。ところが確定申告は年一回なので税の内容も申告手続きも不慣れな人は誰かに相談しながらやらざるをえない。家族、友人、仕事仲間に相談し手近なパンフレット、ネット情報などを参考にしながらも、		

「税の標語」の表彰等について

局間連の「税の標語」の募集は、平成6年度から実施し、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日募集期限として第31回目の募集を行いました。

昨年度は、全間連は前年度（501,589点）より11,377点少ない490,212点の応募となりました。

この内、東京局間連の応募点数は、昨年度より6,026点減少し、189,564点の応募となっています。

この東京局間連の「税の標語」の応募点数を都県別に見ますと、次のようになっています。

「税の標語」の応募状況

区分	令和5年度		令和4年度	
	応募点数	構成比	応募点数	構成比
	点	%	点	%
東 京	114,523	60.4	121,107	61.9
神奈川	24,232	12.8	24,146	12.4
千 葉	44,038	23.2	42,254	21.6
山 梨	6,771	3.6	8,083	4.1
計	189,564	100	195,590	100
応募単会	81/84		80/84	
全間連	490,212	(38.7)	501,589	(39.0)

(注)「全間連」欄の構成比（ ）内の数値は、全間連の応募点数の中に占める当局間連の応募点数の構成比である。

本年の「税の標語」の応募期限は例年どおり9月10日で変更はありません。

平成30年2月から「国税庁の後援名義の使用許可」をいただいていることから、募集の依頼文書には、「国税庁のご支援をいただいている事業である」旨も、必ず、明記するようにしてください。

「税の標語」の募集活動は、中学校等に働きかけ、夏休みの課題等として、学校ぐるみで応募するところが多いのですが、その際に、この「税の標語」の募集活動は、国税庁の後援の下に実施している旨を説明することにより、効果的な応募活動ができるものと期待しています。

「税の標語」につきましては、優秀作品の表彰などの制度がありますが、その内容は次のようになっています。

(1) 優秀作品の表彰

「税の標語」につきましては、優秀作品としまして、全間連で300点、東京局間連で150点を優秀作品として選考し、副賞（図書カード）をつけて表彰しています。

① 全間連の表彰

最優秀作品	1点	(10,000円)
優秀作品	4点	(5,000円)

佳作 10点 (3,000円)

入選 285点 (1,000円)

② 東京局間連の表彰

最優秀作品 1点 (10,000円)

優秀作品 4点 (5,000円)

佳作 10点 (3,000円)

入選 135点 (1,000円)

このほか、間税会により、間税会会長賞、税務署長賞、県知事賞、市区町村長賞などの表彰をしているところも多く見受けられます。

(2) 募集数の多い間税会の表彰

全間連では、23年度から、①応募数の多い間税会上位5会と、②応募数を大幅に伸ばした間税会5会を、表彰することといたしました。

この表彰は、例年全間連の総会場で行われますが、本年9月26日に札幌市で行われます第51回通常総会で表彰されます当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

なお、①の表彰と②の表彰はダブらないこととし、また、①の表彰は1回限りとしている。

① 応募数の多い間税会

武蔵府中 間税会 (応募点数 3,444点)

保土ヶ谷 間税会 (応募点数 3,060点)

② 応募数を大幅に伸ばした間税会

千 葉 西 間税会 (増加点数 1,269点)

(3) 活性化等推進費の支給

「税の標語」を100点以上募集をした間税会には、全間連から活性化等推進費として報奨金が支給されます。

支給基準

100～1,000点未満	1万円
1,000～3,000点未満	2
3,000～5,000点未満	3
5,000点以上	4

なお、昨年、この報奨金の支給対象となった当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

令和5年度における募集数と報奨金額

間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)
麴 町	600	1	中 野	1,599	2	東 村 山	14,110	4	小 田 原	514	1
神 田	1,014	2	杉 並	1,030	2	武 蔵 野	1,049	2	小 計	24,232	28
日 本 橋	420	1	荻 窪	3,969	3	武蔵府中	3,444	3	千 葉 東	2,885	2
京 橋	701	1	練 馬 東	6,036	4	小 計	114,456	99	千 葉 西	7,487	4
芝	1,209	2	練 馬 西	3,562	3	横 浜 中	839	1	千 葉 南	1,755	2
麻 布	2,003	2	豊 島	2,231	2	横 浜 南	910	1	成 田	5,598	4
小 石 川	4,857	3	荒 川	3,477	3	保土ヶ谷	3,060	3	松 戸	4,844	3
本 郷	2,554	2	足 立	310	1	戸 塚	662	1	柏	588	1
上 野	1,964	2	西 新 井	1,104	2	神奈川・港北	2,677	2	市 川	447	1
浅 草	1,029	2	本 所	1,551	2	緑	2,812	2	船 橋	6,000	4
品 川	1,534	2	向 島	1,849	2	鶴 見	640	1	佐 原	2,011	2
荏 原	1,738	2	葛 飾	3,694	3	川 崎 南	1,314	2	銚 子	879	1
大 森	1,339	2	江戸川北	196	1	川 崎 北	2,204	2	東 金	2,018	2
雪 谷	570	1	江戸川南	1,302	2	川 崎 西	1,841	2	茂 原	2,307	2
蒲 田	493	1	江 東 西	1,209	2	横 須 賀	549	1	木 更 津	6,015	4
世 田 谷	2,733	2	江 東 東	1,072	2	鎌 倉	250	1	館 山	1,204	2
北 沢	4,736	3	青 梅	1,425	2	藤 沢	1,634	2	小 計	44,038	34
玉 川	2,051	2	八 王 子	6,710	4	平 塚	1,077	2	甲 府	6,143	4
目 黒	2,438	2	日 野	4,070	3	厚 木	277	1	大 月	628	1
渋 谷	1,713	2	町 田	3,120	3	大 和	1,975	2	小 計	6,771	5
新 宿	490	1	立 川	10,151	4	相 模 原	997	1	79 (81)	189,497	166

() 内の数字は応募間税会数である

東京局間連の主な動き

(6.1.15 ~ 6.9.5)

1月15日(月)	局間連会報第79号発行	5月23日(木)	常任理事会	日本橋
1月22日(月)	全管単位間税会正副会長・青年部長・女性部長合同会議	6月4日(火)	山梨県間連総会	甲府
	芝公園	6月12日(水)	千葉県間連総会	千葉
1月25日(木)	税制委員会	6月18日(火)	神奈川県間連総会	横浜
3月27日(水)	都連正副長会議	6月21日(金)	第46回青年部・第43回女性部通常総会	
4月15日(月)	青年部役員会・研修会		第51回通常総会、懇親会	芝公園
4月22日(月)	女性部役員会・講演会	6月21日(金)	東京都間連総会	
5月9日(木)	総務委員会	6月25日(火)	税制委員会	事務局
5月10日(金)	財務委員会	8月7日(水)	正副会長・専門委員長合同会議	日本橋
5月13日(月)	会務委員会	8月7日(水)	常任理事会	日本橋
5月14日(火)	広報委員会	9月5日(木)	東京国税局幹部(局長出席)と正副会長との意見交換会	国税局
5月20日(月)	企画会議			
5月23日(木)	正副会長・専門委員長合同会議			日本橋

青年部・女性部インタビュー



東京局間連
青年部会計委員

久 貴 光

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。

まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：東京局間連で会計を仰せつかっております麻布間税会の久です。

よろしくお願いいたします。

Q：中央地区連青年部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：中央地区連正副会長会合はあっても、青年部としての特段の活動はございません。

今後どのように活動していけるのかは青年部長とも話し合っていきたいと考えております。

Q：麻布間税会（青年部）の活動状況と今後の稼働への取り組みについてお聞かせください。

A：麻布間税会はとてもフレンドリーな所ですので、「各部会で活動をする」という事は殆ど無く、「会員全員で活動して楽しもう！」という伝統(?)がございます。ですので、正副会長会合以外は、みんなで集まってワイワイガヤガヤという楽しい単会になっております。今後もその伝統は続けて行きたいと考えております。

Q：本会への要望をお聞かせください。

A：前任の吉田専務がいらっしゃらなければ、小生が局間連や麻布間税会で活動する事は出来ませんでした。

吉田様には、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

専務理事や事務局の方は親切、丁寧、的確ですし、親会は話を分かってくださいますし、感謝の言葉以外はございません！今後とも、よろしくお願いいたします。



千葉県間税会連合会
女性部副部長

梶 義 子

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。

まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：千葉県間税会連合会女性部副部長を仰せつかっております梶義子です。どうぞよろしくお願いいたします。

Q：千葉県間連女性部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：千葉県間連女性部の通常活動は、十四団体女性部のうち部長役席が不在の会も多くなかなか厳しい状況です。

青年部・女性部といった括りの存在も人員面・活動内容面、共に影が薄くなってしまっています。

常任理事会、総会といった会合にも会長だけ出席といった事も多くなっています。

開催される会場の交通アクセスも悪くなり、拘束時間が長くなる事も一因と思います。

Q：木更津間税会女性部の活動状況と今後の活動への取り組みをお聞かせください。

A：年に1回、八月ごろ公の会のない時期に女性部内での親睦を深めるため、歌舞伎座での鑑賞会を行っています。例年およそ三十八名程度の参加があります。

本年度の日程に関しては未だ決まっておりませんが、食事会などを企画し、親睦の為お豆腐料理でも食べに行きたいと思っています。

木更津間税会女性部の活動として、「君さらず女性部会」という講演会を中心とした勉強会を行っていました。

コロナ禍以降あいにく開催できておりませんが、毎年話題の人・特技を持った人などテーマを選び、講師の方のお話を伺いながら、勉強していました。

Q：本会への要望等

A：毎年度シーズン毎に同じ提出書類を要求されますが、専任の事務局・スタッフを持たないため、事務作業の負担はとて大きくなっています。

役員名簿

(令和6年6月21日補選)

[illegible][illegible]

青年部役員名簿

役 職	所 属	氏 名
部長	神奈川・相模原	樹広治
部副	中 央・上野	弘孝佳
"	中 央・京橋	佳正博
"	中 央・麻布	真智郎
"	城 南・荏原	大遼
"	城 南・品川	隆記
"	城 西・新宿	明男
"	城 東・葛飾	暢晃
"	城 東・武蔵野	光一
"	西 京・日野	実光
"	西 京・葉山	司
"	山 梨・甲府	
"	業 種・石油	
計 事	中 央・麻布	
役	中 央・上野	
談	中 央・板橋	
"	神奈川・横浜	
会 監		
相		

女性部役員名簿

役 職		所 属		氏 名	
部 長	副 部 長	城 東	・ 西新井	清 水	洋 子
	"	中 央	・ 麴 町	吉 田	輝 子
	"	中 央	・ 麻 布	池 田	由 紀子
	"	城 南	・ 雪 谷	荒 川	節 子
	"	城 南	・ 品 川	山 下	智 栄子
	"	城 西	・ 板 橋	船 橋	昌 子
	"	城 西	・ 杉 並	中 島	紗 代
	"	城 東	・ 王 子	山 口	千 絵子
	"	西 東 京	・ 東 村 山	名 取	三 貴子
	"	西 東 京	・ 八 王 子	伊 藤	由 貴乃
	"	神 奈 川	・ 緑	中 込	清 美
	"	千 葉	・ 千 葉 東	高 梨	園 子
	"	千 葉	・ 木 更 津	梶 東	義 子
	"	山 梨	・ 甲 府	條 澤	初 恵
会 監	計 事 役	中 央	・ 神 田	石 渡	順 子
相 談		中 央	・ 小 石 川	渡 邊	美 代子
		中 央	・ 芝	白 川	よ し子

◆◆◆◆◆東京国税局間税会連合会傘下間税会役員名簿◆◆◆◆◆

令和6年7月31日現在

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
東京国税局間税会連合会	片岡 直公	安達 弘樹	清水 洋子
東京都間税会連合会	河村 守康	萩原 利光	清水 洋子
中 央 地 区 連	小能 大介	山本 孝広	吉田 輝子
一般社団法人麹町間税会	酒井 富雄	—	吉田 輝子
神 田 間 税 会	石澤長一郎	中 肇	小島 真弓
日 本 橋 間 税 会	山本徳治郎	江波 和夫	—
京 橋 間 税 会	佐川 良二	宮坂 佳治	落合乃舞子
芝 間 税 会	河村 守康	近藤 久夫	清原由紀子
麻 布 間 税 会	沼生 智	浅野 正義	池田由紀子
小 石 川 間 税 会	堀野 博之	中村 哲也	渡邊美代子
本 郷 間 税 会	圓城寺光男	高橋 義徳	我妻いづみ
上 野 間 税 会	亀山 実	山本 孝広	坂巻とし子
浅 草 間 税 会	吉沼 隆秀	伊石 佳高	坪田美智子
城 南 地 区 連	大塚 繁夫	古屋 博徳	荒川 節子
品 川 間 税 会	(代行)宮原博昭	石橋隆太郎	山下智栄子
荏 原 間 税 会	小林 孝雄	古屋 博徳	池沼 悦子
大 森 間 税 会	小宮山宜克	林 武宏	藤原弥寿子
雪 谷 間 税 会	黒坂 浩	鈴木 善彦	荒川 節子
蒲 田 間 税 会	荻野 高司	河田 憲三	—
世 田 谷 間 税 会	齋藤 久代	村山 栄治	大貫 正子
北 沢 間 税 会	矢戸 啓昭	小野 和眞	丸山恵美子
玉 川 間 税 会	大塚 繁夫	渡辺 啓介	松浦富士子
目 黒 間 税 会	川邊俊太郎	—	—
澁 谷 間 税 会	千脇 広久	篠崎 隆利	高橋 栄子
城 西 地 区 連	井口 一与	山本 大視	船橋 昌子
四 谷 間 税 会	佐々 博昭	佐々 博昭	松本 清美
新 宿 間 税 会	大家 章嘉	山本 大視	松尾 早苗
中 野 間 税 会	福永 俊明	高村 伸彦	三輪喜久子
杉 並 間 税 会	亀吉 修	本田 雄治	中島 紗代
荻 窪 間 税 会	井口 一与	野村 浩嗣	山下 民子
板 橋 間 税 会	萩原 利光	増渕 千人	船橋 昌子
練 馬 東 間 税 会	峯岸 芳幸	清田 晃	永田 房子
練 馬 西 間 税 会	加藤 浩一	山下 嘉正	横山 龍子
豊 島 間 税 会	稲川 一	—	—
城 東 地 区 連	栗原 正雄	杉山 隆嘉	山口千絵子
王 子 間 税 会	片桐 俊一	羽重 遼三	山口千絵子
荒 川 間 税 会	栗原 正雄	平岩 隆宏	明城ミヨ子
足 立 間 税 会	齋賀 正信	田中 慎也	牛島 珠美
NPO法人西新井間税会	小林 満	島倉 和樹	田中 恵
本 所 間 税 会	関根 好恵	松元 徹	大澤 悦子
向 島 間 税 会	内田 淳	—	—
葛 飾 間 税 会	瀧澤 一郎	中山 隆	千葉 道恵
江戸川北 間 税 会	黒沼 成身	市丸 庸夫	加藤美枝子
江戸川南 間 税 会	森田 知行	田中 龍介	荒井 香名
江 東 西 間 税 会	杉山 隆嘉	杉山 隆嘉	山本 春美
江 東 東 間 税 会	菅野 潔	—	—
西 東 京 地 区 連	中澤 洋	櫻井 大記	名取三貴子

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
青 梅 間 税 会	田村 実	田村 太一	—
八 王 子 間 税 会	青木 訓行	—	伊藤由貴乃
日 野 間 税 会	中澤 洋	倉林 弘明	藤林 和子
町 田 間 税 会	矢沢きよみ	木目田 淳	—
立 川 間 税 会	中山 賢一	—	岡本 直美
東 村 山 間 税 会	名取三貴子	山寄 正樹	白石 和子
武 蔵 野 間 税 会	荒井 弘美	櫻井 大記	—
武蔵府中 間 税 会	田中 伸弥	—	鳩山 恵子
神奈川県間税会連合会	藤本 秀明	安達 弘樹	中込 清美
横 浜 中 間 税 会	六川 勝仁	田中孝太郎	渡辺 優子
横 浜 南 間 税 会	山岸 幹夫	川原 直人	高田テルヨ
保土ヶ谷 間 税 会	遠藤 昇	工藤 樹	齋藤ミサ子
戸 塚 間 税 会	新福 総一	—	木野 清枝
神奈川・港北 間 税 会	小山 正武	吉藤 朋久	加藤 美幸
緑 間 税 会	平瀬 徹	志村 正泰	金松なみえ
鶴 見 間 税 会	川畑 文明	松本 浩史	宮本 弘子
川 崎 南 間 税 会	武藤 聰宏	—	—
川 崎 北 間 税 会	藤本 秀明	齋藤 友嘉	川邊 良子
川 崎 西 間 税 会	伊藤 久史	黒木啓太郎	吉場八重子
横 須 賀 間 税 会	谷中 英司	—	—
鎌 倉 間 税 会	栗原 英信	—	—
藤 沢 間 税 会	村上 進	市川 信治	杉原 栄子
平 塚 間 税 会	三浦 宏晶	—	—
厚 木 間 税 会	大川 隆	—	—
大 和 間 税 会	竹村 和子	安澤 文夫	本多 里美
相 模 原 間 税 会	佐藤 幸彦	安達 弘樹	藤本 都子
小 田 原 間 税 会	本多 純二	—	—
千葉県間税会連合会	加藤 憲一	小林 康男	高梨 園子
千 葉 東 間 税 会	今野 文明	長坂 圭将	高梨 園子
千 葉 西 間 税 会	菅原 章	中野 祐治	—
千 葉 南 間 税 会	小宮 善一	石橋 孝	高澤 和枝
成 田 間 税 会	海老原勝治	夏海 優	三橋 恒子
松 戸 間 税 会	山野辺孝夫	芝田 安弘	金子美代子
柏 間 税 会	原 隆志	三塚 真弘	—
市 川 間 税 会	浮谷 直之	北川 善剛	—
船 橋 間 税 会	関根金一郎	永瀬 文明	石井 本子
佐 原 間 税 会	渡邊 澄夫	石橋 武史	藤崎加津代
銚 子 間 税 会	宮内 秀章	—	—
東 金 間 税 会	内山 弘通	四之宮一夫	佐藤 陽子
茂 原 間 税 会	本橋 和也	渡辺 智志	三枝恵美子
木 更 津 間 税 会	梶 義子	石塚 直人	梶 義子
館 山 間 税 会	本橋 亮一	小林 康男	—
山梨県間税会連合会	上原 勇七	大澤 慶暢	東條 初恵
甲 府 間 税 会	上原 勇七	大澤 慶暢	東條 初恵
大 月 間 税 会	渡辺 昭夫	—	堀内ひさ子
山 梨 間 税 会	武川 静夫	—	—
鰺 沢 間 税 会	一瀬 茂	—	—